

令和8年

秋の葛飾区交通安全運動実施要領

期間 令和8年9月21日（月）～9月30日（水）

9月30日（水）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。



主催機関

葛飾区、葛飾区教育委員会、葛飾警察署、亀有警察署、葛飾交通安全協会、亀有交通安全協会、東京都第五建設事務所

協賛団体

自治町会連合会、青少年育成地区委員会、商店街連合会、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、私立幼稚園連合会、私立保育連盟、婦人団体連合会、都立高等学校、私立高等学校、高齢者クラブ連合会、保護司会、子ども会育成会連合会、金町駅放置自転車等連絡協議会、東京葛飾バイコロジ推進協議会、私立保育園経営者協議会、葛飾区肢体不自由児者父母の会

運動の重点

重点① 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

(1) 保護者の方へ

都内では、飛び出しや横断違反などを原因とした子どもの重大事故が発生しています。保護者の方には、普段から交通ルールに関する理解を深めていただき、お子様に正しい交通ルールとマナーを繰り返し教えていただくようお願いします。また、小さなお子様と一緒にのお出掛けになる時は、目と手を離さないようにしてください。

(2) 高齢者の方へ

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の半数以上は高齢者であり、高齢者側による信号無視や横断違反を原因とする事故も多く発生しています。慣れた道でも交通ルールを守り、十分な安全確認を行うなど、他の見本となるような安全行動をお願いします。



(3) 全ての歩行者の方へ

横断歩道を横断する際は、車が自分に気がついていないかもしれないという意識を持ち、必ず安全確認をしてから渡るなど、安全な行動を実践してください。また、お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車に轢かれる痛ましい事故が発生しています。飲酒した時は、家に帰るまで気を引き締めてください。

(4) 反射材を活用しましょう

日没時間が早くなり、夕暮れ時や夜間の重大事故が増加する傾向にあります。歩行者や自転車の方は、明るい服装や反射材用品を身に着けるなど、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

(5) 車両等運転者の方へ

令和8年9月1日から、生活道路の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられました。速度を守ることは、運転者、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて安全な速度で運転するよう心掛けてください。

重点② 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の

根絶

(1) ライトは早めに点灯しましょう

夕暮れ時の事故を防ぐために、車のライトは早めに点灯しましょう。ハイビームを適切に使用し、歩行者の存在や前方の状況を早めに把握しましょう。ただし、他の車両や歩行者等をまぶしく感じさせないようにしましょう。

(2) 飲酒運転は絶対にやめましょう

飲酒運転は他人の命をも脅かす危険極まりない犯罪行為です。車もバイクも自転車も電動キックボードもお酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。また、飲酒運転をするおそれのある人に対して車両や酒類を提供する行為、飲酒運転をする人の車両に同乗する行為も罰せられます。

(3) ながら運転はやめましょう

「ながら運転」は、周囲の安全確認がおろそかになり、重大な交通事故につながる大変危険な行為です。車だけではなく、自転車運転中もスマホ等の使用は絶対にやめましょう。

重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底、ヘルメット着用促進及び保険加入促進

(1) 自転車を利用する方へ

道路交通法の改正により、令和 8 年 4 月 1 日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されました。自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」をはじめ、交通ルールを守りましょう。自転車乗用中の交通事故の多くは交差点で発生しています。信号機が設置されていない交差点では一時停止と安全確認を確実にし、交通事故防止に努めましょう。自転車を運転して、一定の違反行為（16 類型）を 3 年以内に 2 回以上反復すると「自転車講習」を受けなければなりません。

また、自転車による事故を補償する保険に加入しましょう。区では、区民交通傷害保険の加入案内、TS マーク付帯保険（点検整備に付帯した自転車保険）の助成を実施しています。

●自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



(2) 特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）を利用する方へ

特定小型原動機付自転車を運転する際は、車道を走行し、信号や一時停止標識を守りましょう。飲酒運転も禁止です。一定の違反行為（17 類型）を 3 年以内に 2 回以上反復すると、「特定小型原動機付自転車運転者講習」を受けなければなりません。



(3) 自転車・特定小型原動機付自転車を利用する全ての方へ

自転車・特定小型原動機付自転車を利用する前には、必ず交通ルールを確認して安全に利用してください。

また、利用する際は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

重点④ 二輪車の交通事故防止

区内では、二輪車（原付を含む）の単独事故や右折時での直進車との衝突事故が多く発生しています。二輪車を運転するときは、慣れた道でも速度を控えて安全走行を心がけましょう。二輪車のすり抜け運転や無理な追い越しも重大事故につながる危険な行為なので絶対にやめましょう。ヘルメットのアゴひもをしっかりと締めて、胸部・腹部、その他身体を守るプロテクターを着用しましょう。



その他

交通事故防止対策の推進

交通安全運動終了後においても、東京都交通安全計画に基づいた各種交通事故防止対策を継続推進していきます。

～葛飾区交通安全スローガン～

葛飾区内交通事故死「〇」を目指す！

●葛飾区内 令和8年1月～6月の交通人身事故発生状況（対前年比）

区分	年別	計	左の表からの再掲分			
			子どもの事故	高齢者の事故	二輪車の事故	自転車の事故
発生件数	令和8年	415件	27件(6.5%)	165件(39.8%)	75件(18.1%)	243件(58.6%)
	令和7年	433件	40件(9.2%)	163件(37.6%)	87件(20.1%)	249件(57.5%)
	増減数	－18件	－13件	＋2件	－12件	－6件
	前年比	95.8%	67.5%	101.2%	86.2%	97.6%
死亡者数	令和8年	1人	0人	0人	1人	0人
	令和7年	3人	0人	1人	1人	1人
	増減数	－2人	±0人	－1人	±0人	－1人

（東京都交通事故統計表）

●令和8年（秋）地域交通安全講習会

◆葛飾警察署管内

開催時間：午後6時15分から（受付：午後6時）

月 日	会 場
9月 9日（水）	鎌倉自治会館
9月 10日（木）	奥戸地区センター（会議室）
9月 11日（金）	★新小岩地区センター（大会議室）
9月 11日（金）	東立石地区センター（3階ホール）
9月 13日（日）	★京成ドライビングスクール
9月 14日（月）	本田町会会館
9月 15日（火）	新小岩北地区センター（大会議室）
9月 16日（水）	四ツ木地区センター（3階ホール）

◆亀有警察署管内

開催時間：午後6時30分から（受付：午後6時）

月 日	会 場
9月 1日（火）	東金町地区センター（1階会議室）
9月 2日（水）	金町南自治会館（会議室）
9月 3日（木）	南綾瀬地区センター（第1会議室）
9月 7日（月）	住吉自治会館（会議室）

※★の会場は、開催時間が異なります。

★9月11日（金）新小岩地区センター 午前11時から（受付：午前10時45分から）

★9月13日（日）京成ドライビングスクール 午後6時から（受付：午後5時50分から）

内 容：交通安全DVD上映・交通安全講話等

どなたでも参加できます。講習カード（お持ちの方）をお持ちください。

葛飾区交通安全協議会

事務局 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
葛飾区都市整備部交通政策課交通安全対策係
電話番号 5654-8386